

別表第三号 無線従事者選解任届の様式(第34条の4関係) (総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

主任無線従事者 無線従事者		選(解)任届	
		年 月 日	
総務大臣殿		住所	
		氏名又は名称	
		法人番号	
次のとおり主任無線従事者 無線従事者を選(解)任したので、電波法		第39条第4項	
		第51条において準用する同 第70条の9第3項において準 第70条の9第3項において準	
法第39条第4項 用する同法第39条第4項 用する同法第51条において準用する同法第39条第4項		の規定により届けます。	
長 短 辺 從事する無線局の免許等の番号、 識別信号及び無線設備の設置場所			
1	選任又は解任の別		
2	同 上 年 月 日		
3	主任無線従事者又は無線従事者の別		
4	主任無線従事者が監督を行う無線設備の範囲		
5	主任無線従事者が無線局の監督以外の業務を行うときはその業務の概要		
6	(ふ り が な) 氏 名		
7	住 所		
8	資 格		
9	免許証の番号		
10	無線従事者免許の年月日		
11	船舶局無線従事者証明書 の番号		
12	船舶局無線従事者証明 の年月日		
13	無線設備の操作又は監督に関する業務経歴の概要		

短

辺

(日本産業規格A列4番)

- 注1 第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る場合は、所轄総合通信局長あてとすること。
- 2 不要の文字は、<sup>ま</sup>抹消すること。
  - 3 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
  - 4 3の欄は、主任無線従事者である場合に限り、「主任」と記入すること。
  - 5 解任の場合には、1から3まで及び6の欄以外の欄の記載を省略することができる。
  - 6 社団のアマチュア局にあつては、この様式にかかわらず、適宜の用紙に無線従事者の氏名、無線従事者免許証の番号(第34条の8に規定する外国政府が付与する資格を有する者については、その資格名)を記載して届け出ることができる。ただし、公益社団法人その他これに準ずるものであつて、総務大臣が認めるものは、当該事項のうち総務大臣が認めるものの記載を省略することができる。